

「九州エコライフポイント」環境保全活動実施要領

1 目的

九州における低炭素社会の実現と美しく豊かな地域環境の創出を目指して、九州（沖縄県除く。）内で活動する企業・団体等が実施する環境保全活動に参加した住民に、九州各県のポイント取扱店で使用できる「九州エコライフポイント」を九州版炭素マイレージ制度推進協議会（以下、「協議会」という。）が付与することにより、環境保全活動への住民参加を促進することを目的とする。

2 対象企業・団体等

対象となる企業・団体等（以下、「対象団体等」という。）は、以下の（1）～（3）のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地方公共団体：九州各県または市町村
- (2) その他の団体：公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人及びその他各種法人並びに任意団体であって、九州に所在地を有する団体。ただし、特定非営利活動法人及び任意団体の場合、団体としての活動実績が3年以上あること。
- (3) 企業：九州に本社及び支社、営業所等を有すること。

3 対象活動

「九州エコライフポイント」の対象となる活動は、九州内において当該年度の7月1日から当該年度の2月末日までの間に対象団体等が主催する以下の（1）～（3）のいずれかに該当する活動であって、おおむね30名以上（森林の育成・保全につながる活動の場合は、15名以上）の参加が見込まれる活動とする。ただし、2（2）のその他の団体が実施する場合は、当該対象団体等以外からの参加者数が全体の半数を超える見込みの活動に限る。

なお、活動の単位は、原則として、同一の参加者で、実施内容が連続する一連の活動を1とする。

（1）森林の育成・保全につながる活動

- 森林の育成・保全により、森林の二酸化炭素の吸収機能を発揮・維持するため以下の活動
- ・植樹
 - ・下草刈り、つる切り、枝打ち
 - ・間伐、除伐
 - ・森林の多面的機能等の啓発、教育活動

(2) 地域環境の美化・緑化につながる活動

- ・地域の緑化活動
- ・道路・河川・沿岸等の清掃活動

(3) 低炭素型ライフスタイルの促進につながる活動

住民に対し、二酸化炭素の排出を抑制するため、生活の中で使用するエネルギーをできるだけ減らし、低炭素型ライフスタイルへの転換を促すことを目的とした以下の活動

- ・家庭向け省エネ診断の受診
- ・環境家計簿の記録
- ・節電・省エネに関するコンテストへの参加
- ・地球温暖化問題等、低炭素社会の実現に寄与するセミナーへの参加
- ・家庭におけるCO₂排出削減行動を促進し、かつその活動実績を把握可能な住民参加型の活動

4 ポイント原資

ポイントは、対象団体等が実施する環境保全活動に参加した住民に対して付与するものとし、原資は以下に定める者が負担する。

- ①地方公共団体・企業：当該地方公共団体・企業が全額負担する。
- ②その他の団体：協議会が、1回の活動あたり2万円を上限とし、1団体あたり10万円を上限として、予算の範囲内で負担する。ただし、協賛する企業等がポイント原資を負担可能な場合は、①の例による。
また、ポイント付与額が2万円を超える場合、その超える分については当該対象団体等の負担とする。

5 実施計画書の提出

対象活動に参加した住民に対し、「九州エコライフポイント」のポイント券の付与を希望する対象団体等は、別紙様式1-1または1-2に定める実施計画書を、協議会の定める提出期限までに所在地の県担当課に提出する。なお、参加者一人あたりに付与するポイント数は、以下のとおりとする。

- ①地方公共団体・企業：当該地方公共団体・企業が独自に決定する。
- ②その他の団体：対象団体等が、100ポイント、200ポイント、300ポイント、400ポイント、500ポイントのいずれかを選択する。ただし、3(3)の対象活動については、100ポイント、200ポイント、300ポイントのいずれかを選択するものとする。

6 対象活動の認定

協議会は、5で提出された実施計画書について、別に定める「九州エコライフポイント」環境保全活動審査要領に基づき、「九州エコライフポイント」のポイント付与対象活動を審査・認定し、対象団体等にポイント券を交付する。

7 ポイント交付申請

対象団体等は、認定を受けた対象活動の2週間前までに交付を受けるポイント数、交付の希望時期等について申請する。

8 ポイント付与等

- (1) 対象団体等は、環境保全活動に参加した住民に対し、「九州エコライフポイント」のポイントを付与する。
- (2) 付与対象とする住民は、公募、呼びかけ等により参加した住民とする。ただし、以下の①②に該当する者はポイントの付与対象に含まない。
 - ① 2(2)に定めるその他の団体の場合、当該団体に所属する者
 - ② 別途日当、報償費、その他これに類する費用の支払を受ける者
- (3) 対象団体等が2(2)に定めるその他の団体の場合は、チラシ、ホームページ、のぼり等により「九州エコライフポイント」のPRに努める。

9 実績報告書の提出

対象団体等は、活動終了後、10日以内に別紙様式1-3または1-4に定める実績報告書を提出し、事前に協議会が交付したポイント券に余剰がある場合は返還する。なお、紛失等により余剰ポイント券の一部または全部が返還されない場合、対象団体等はポイント券の額面相当の金額を協議会に対し支払わなければならない。

10 ポイントの交換

住民に付与されたポイント券は、「九州エコライフポイント」のポイント取扱店で使用することができる。なお、ポイント交換の詳細及びポイント取扱店と協議会間における使用済みポイントの決裁方法については、「九州エコライフポイント運用実施要領」で別途定める。